

## 男鹿市告示第149号

男鹿市緊急冬季観光誘客促進事業補助金要綱を次のように定める。

令和7年12月18日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市緊急冬季観光誘客促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男鹿市緊急冬季観光誘客促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付対象となる施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業に係る施設、旅館営業に係る施設及び簡易宿泊営業に係る施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第101号）第2条に規定する営業を行う施設を除く別表第1に

定める施設とする。

(2) プレミアム施設 別表第 2 に定める施設とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象となる経費は、次の各号の施設区分に応じ、当該各号に該当する経費とする。

(1) 宿泊施設 別表第 3 に定める宿泊料

(2) プレミアム施設 別表第 2 に定める入場料

(他の補助金等との併用)

第 4 条 本補助金は、他の補助金等（男鹿市スポーツ合宿等誘致促進事業補助金（令和 2 年男鹿市告示第 7 1 号）、男鹿市洋上風力関連資格等宿泊補助金（令和 6 年 4 月 1 日施行）及び男鹿市が実施している他の宿泊助成事業補助金を除く。）と併用して受けることができる。

(補助金の額等)

第 5 条 施設に交付する補助金の額は、第 3 条に規定する宿泊料又は入場料の利用実績分とし、予算の定める範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 施設は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設実績集計表（様式第2号）
- (2) プレミアム施設実績集計表（様式第3号）
- (3) 宿泊精算書（様式第4号）※宿泊及び料金が確認できる書類でも可
- (4) 当選通知書兼宿泊券
- (5) プレミアム施設割引券
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業の期間は、各月単位を原則とし、交付申請上限は各月1回とする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは速やかに補助金交付の適否を決定し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けたものは、速やかに請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、受理した日から起算して30日以内に当該施設に補助金を交付するものとする。

（宿泊時の取扱い）

第9条 宿泊施設は、宿泊者から当選通知書兼宿泊券を提出させることにより、補助金の対象となる宿泊者であることを確認するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助金を交付した施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 前項の規定により返還の命令を受けた者は、命令を受けた日から起算して60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月18日から施行する。

別表第1（第2条・第3条関係）

名称	位置
元湯 雄山閣	男鹿市北浦湯本字草木原52-1
温泉旅館ゆもと	男鹿市北浦湯本字福の沢36
男鹿温泉結の宿別邸つばき	男鹿市北浦湯本字中里81
セイコーランドホテル	男鹿市北浦湯本字草木原50-1
男鹿観光ホテル	男鹿市北浦湯本字草木原21
里山のカフェににぎ	男鹿市北浦真山字寒ノ神下14
亀屋旅館	男鹿市北浦北浦字栄町4-3
海と入り陽の宿 帝水	男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢31
男鹿桜島リゾート ホテルきららか	男鹿市戸賀加茂青砂字中台1-466
ゲストハウス男鹿	男鹿市船川港増川字小泊105-2
宿 ひるね	男鹿市船川港船川字泉台67-15
森長旅館	男鹿市船川港船川字栄町82
ホテルかぜまちみなど	男鹿市船川港船川字海岸通り2号2-20
山人-oga-	男鹿市船川港台島字鶴ノ崎62-29
ホテルパークテラスOGA	男鹿市船越字一向207-89
エスカーラポートサービス	男鹿市船越字堂の前328-11
男鹿の屋	男鹿市船越字八郎谷地2-2
汐瀬旅館	男鹿市船川港本山門前垂水187
なまはげオートキャンプ場	男鹿市北浦北浦字平岱山地内

別表第 2 (第 2 条関係)

名称	位置	区分	割引額	割引対象期間
なまはげ館・男鹿真山伝承館	男鹿市北浦真山字水喰沢地内	大人	550円	令和 8 年 1 月 9 日 から令和 8 年 3 月 23日まで
		高校生	330円	
		小中学生	660円	
男鹿温泉交流会館五風 (なまはげ太鼓)	男鹿市北浦湯本字草木原 21-2	大人	350円	
		中学生	700円	
		小学生	400円	
男鹿水族館GAO	男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢 93	大人	650円	
		小中学生	500円	

別表第 3 (第 3 条関係)

補助金名称	補助対象宿泊期間	補助金の対象となる宿泊者	宿泊者 1 人当たりの補助金上限額
男鹿市緊急冬 季観光誘客促 進事業補助金	令和 8 年 1 月 9 日から 令和 8 年 3 月 22 日まで	国内に居住している者で、市 が別途実施する本事業の募集 に応募し、当選通知書兼宿泊 券及びプレミアム施設割引券 の交付を受けた者	宿泊 1 日当たり 5,000円を上限と する。ただし、宿泊 1 日当たりの 宿泊費が 5,000円に満たない場合 は、その全額を上限とする。